

2019年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2019年12月25日(水)

愛知県障害者施策審議会

2019年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録（案）

1 日時

2019年12月25日（水） 午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

石黒委員、井上委員、岩田委員、川崎委員（会長）、黒田委員、鈴木委員、高橋（傳）委員、高橋（美）委員、高柳委員、辻委員、徳田委員、永田委員、野田委員、服部委員、古家委員、牧野委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 佐藤主幹

定刻になりましたので、ただいまから、2019年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

それでは開催にあたりまして、平田福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

平田福祉局長

皆さん、こんにちは。愛知県福祉局長の平田でございます。委員の皆様方には大変お忙しいところ、愛知県障害者施策審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御支援をいただいておりますことに改めてお礼を申し上げます。

当審議会につきましては、今年度2回目の開催となります。本日は次第にありますように議題2件と、報告事項が3件ございます。

議題の1件目では来年度に予定しております、第4次愛知県障害者計画の策定に向けまして、障害のある方の状況を把握するため現在実施しております「障害者基礎調査」、これにつきまして速報値等を説明させていただきますので御意見を賜りたいと思っております。

2つ目の議題につきましては来年度策定いたします、第6期愛知県障害福祉計画におきまして、福祉施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標等を設定するための参考資料等とするため、「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を今年度調査実施いたしますので、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

また報告事項につきましては、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について」を始め3件を障害福祉課及び特別支援教育課から御報告をさせてい

たきます。

委員の皆様方におかれましては限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

障害福祉課 佐藤主幹

議事に入る前に事務局から若干御説明を申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は委員数20名のうち過半数以上の16名が出席をされております。徳田委員におかれましては若干遅れるということで御連絡がありましたので、御承知おきください。愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立をしております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 佐藤主幹

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により公開としております。12月11日水曜日から、県のホームページで審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴者は2名。並びに報道関係者の方が2名いらっしゃっておりますので、御報告をいたします。

傍聴の方をお願いを申し上げます。お手元の傍聴に心得を守り静粛に傍聴していただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

8 資料確認等

障害福祉課 佐藤主幹

次に事前に皆様にお送りをしております本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まずA4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、それから審議会の条例、運営要領でございます。続きまして資料の1から資料の5ということでございます。机上には配席図の変更後のものを配布させていただいております。

また辻委員と、本日御欠席の岡田委員から意見書の提出がありましたので、机上に配布をさせていただいております。議題と報告事項の後で意見書に対する質疑の時間をとらせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それから先回の第1回審議会におきまして御質問がありました、「愛知県の知事部局における障害者雇用について」、それから「ニーズ調査における地域生活移行希望者の追加調査結果について」、「グループホーム世話人等確保事業について」、この3件につきまして事務局からの回答ということで資料の方を配布させていただいております。資料の不足等がありましたら、御申出をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行しておりますので、各委員の皆様におかれましては、御発言に当たりましてマイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますよう、よろしく願いをいたします。それでは、この後の進行につきましては、川崎会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

9 会長挨拶

川崎会長

皆さんこんにちは。本日は年末で大変お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて先ほどお話ありました、今回は今年度2回目の審議会であります。内容につきましては先ほど福祉局長さんの御挨拶の中にもありました通り議題が2件と、報告事項が3件であります。いずれも大変重要な内容でございます。

このうち、議題の「愛知県障害者基礎調査」につきましては、来年度行う第4次愛知県障害者計画の策定に向けて、本県の障害者の状況を把握するために行われている調査であります。速報値の報告になりますけれども、本日は委員の皆様方から様々な視点から御意見をいただければというふうに思っております。

限られた時間ではありますけれども、積極的にまた要点を絞って御発言をお願いしたいと存じます。円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、どうか御協力の方よろしくをお願いいたします。

また、委員の皆様方には言葉や内容についてお分かりにくいことがあれば、手を挙げるなどをさせていただき御質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なく御考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなるようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

10 議事録署名者指名

川崎会長

これから、ちょっと座って失礼をいたします。

それでは運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名をさせていただきたいと存じます。今回は、高橋傳委員と辻直哉委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

11 事務連絡

川崎会長

では、次第に沿って議事を進めて参りますけれども、本日の会議の終了時刻は午後4時を予定しておりますので、御協力の方よろしくをお願いいたします。

12 議題 愛知県障害者基礎調査について

川崎会長

それではまず、議題の1番目「愛知県障害者基礎調査について」を審議いただきたいと存じます。事務局の方から説明の方をお願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課の坂上です、よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。資料1を御覧ください、愛知県障害者基礎調査の速報値について御説明いたします。

調査対象は県内の障害者3100人の方に対し基本的には郵送で、発達障害者の方で精神医療センター

受診者の方には手渡しで調査指標を御送りし調査を行いました。

期間は10月11日から11月22日までの43日間で、その回収状況は有効回収数が1464通、回収率は47.2%でした。障害種別ごとの有効回収数及び回収率は、身体障害は平均的で、知的精神がやや低く、発達障害、難病患者がやや高い状況となっております。

次に、主な調査結果について御説明いたします。速報ということで14ある大項目から基本属性等除いた11項目の中から主な設問を抽出して前回調査結果と比較しこの資料にまとめています。

まず、大項目「住まい、くらし」から、問21「生活の場所」については、前回調査とほぼ同じ回答で、「持ち家一戸建て」が67.8%で1位、「民間賃貸住宅」が9.1%で2位、「持ち家マンション」が5.4%で3位でした。

大項目「障害福祉サービスの利用状況」から、問25「障害福祉に関する情報の入手方法」については、前回調査と同様、「市町村役場に問い合わせる」が31.9%で1位でしたが、2位は25.4%で「主治医や医療機関の職員に聞いてみる」が入り、3位が23.1%で「市町村の広報誌を見る」となりました。

大項目「生活支援」から、問39「成年後見制度を知っているか」については、前回調査とほぼ同じ回答状況で「知っている」が49.8%、「知らない」が43.2%となりました。

右側に行きまして、大項目「教育・育成」から問46「学校における教育や配慮に対する満足度」については、前回調査から「満足している」が10%程度増え31.1%となった反面、「どちらかと言えば不満」であるが5%程度増え16.2%となっています。ここには記載がありませんが、無回答が前回調査では18.3%、今回調査は6.8%と減っていますので、無回答の減少分が他の項目に移動しているものと思われます。

大項目「情報・コミュニケーション」から、問55「情報の入手方法、入手場所」については、前回調査と順位は変わらず、1位が「テレビ」、2位が「新聞」、3位が「市町村広報」となっております。順位は低いです。ホームページやSNSなど電子媒体を活用した情報の入手方法の割合が増加しています。

大項目「生活環境」から問62「現在の街のバリアフリー化の満足度」については、「十分に進んだと思う」・「かなり進んだと思う」が前回調査から若干増え、「進んだが、さらにバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化が必要だと思う」が減り、「進んでいないと思う」が若干増えています。

大項目「収入」から、問65「収入や手当の有無」については、「年金」が1位で65.4%、「仕事による収入」が2位で29.2%、「手当」が3位で17.4%となっています。

大項目「就労」から、問80「就労・就労定着に必要な配慮」については、1位から3位の割合は低くなっています。ここに記載はありませんが「就職した後も困ったときは助けてもらえること」や、「職場内で相談支援をする人がいること」などが増えております。

大項目「文化芸術活動・スポーツ」から、問81「文化芸術活動の内容」については、今回初めての調査項目ですが71%が行っていないということで、音楽をしている人が8.6%、絵画をしている人が3.8%でした。

大項目「障害や障害者への理解と障害者の権利擁護」から、問87「差別や嫌な思いを受けた経験の有無」については、「ある」が前回調査から5%程度減り36.5%となり、「ない」が4%程度増え54.3%となっています。

大項目「安全・安心」から、問97「災害時に不安に感じる事」については、1位は「避難所（避難場所）に必要な支援・医療が受けられるか心配である」が45.9%と前回調査とほぼ同じ割合でしたが、2位の「避難所（避難場所）が、障害のある人に配慮されているかどうか心配である」の割合が5%程度増え、逆に3位の「災害に関する情報を入手できるかわからない」の割合は5%程度減っています。

なお、添付しておりますA4判の障害者基礎調査項目別回答集計には、自由記述以外の設問の回答状況を

まとめておりますので、A3判の資料にない項目についてはこちらを参考にしてください。

次回3月に予定しております第3回の審議会では、自由記述やクロス集計なども提示させていただきたいと考えております。クロス集計につきましては前回調査では、年齢、主な障害種別を主だった質問項目にクロスをかけて年齢別、障害種別ごとの傾向を比較しています。それ以外では、「学校における教育や配慮に対する満足度」に通学している学校の種類をクロスさせ、学校によつての満足度を比較しています。この質問とこの質問にクロスをかけて、傾向を見てみたいというご意見があれば承りたいと思います。説明は以上になります。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました愛知県障害者基礎調査につきまして、御意見御質問等あれば皆様から御伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。徳田委員お願いいたします。

徳田委員

愛知県弁護士会の徳田万里子です。

今回の速報値、またクロス統計等を出していただけるということですので、そちらの方で御検討いただけたら、もしくはいただけたらかもしれませんけれども、私この審議会です、回収率をもっと上げましょう、実績をより有効なものにしていきましょうということで御努力いただいた結果、いろいろ可能な範囲です、工夫をしていただいた結果だと思っておりますのでパーセンテージ自体は51.2%なんです、有効回収の数です、絶対数自体は180通以上多いということで、より多くの声を拾うという意味ではそれなりに効果があったのかなというふうには思いました。単純にパーセンテージだけでは測れないなというふうに思いました。

これは御意見なんです、一点これで御質問させていただきたいのは、確か身体障害について一律1,500通というのがもうちょっと個別にということで上の調査対象1の①、500人の内訳をですね、身体・内部・視覚・聴覚・音声言語ということで分けていただいております。この種別ごとの回収率がどうだったのかなということをお示しいただきたいということと、あと、回収率のパーセンテージが各障害者の方々その障害程度であるとか特徴に応じてどういった工夫が今後必要なのかという意味で、今回の工夫がもしかしたらパーセンテージのアップに繋がっている部分があるのかなということも分析するためにも、すいません、私が昔の資料を見ればわかるのかもしれませんが、この有効回収率が、種別ごとにどれぐらい上下したのかということも見てみたいということでございます。その上での分析をまたしていただければ、よりよい調査を今後実施できるのではないかとこのように考えます。お願いします。

川崎会長

はい、御質問ありがとうございます。

それではこれについて、事務局の方お願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

はい、事務局の坂上です。

まず1点目ですね、身体障害の内訳の回収率ということでございますけれども、実際に調査票を送付したものはその速報値1枚目の左上にあります通り、肢体700、内部障害500、視覚障害100、聴覚障害150、音声言語50というふうに出しております。

ただ調査票に内訳をつけることが、その個人を特定するというので、ちょっと難しかった、ちょっとできなかつたもんですから、そういう意味でちょっとニアリーイコールになるのかちょっと微妙なところではありますけれども、A4判の調査項目別回答集計1枚目の右下に問6で、「主な身体障害の手帳を持ってらっしゃる方」の回答者数というのが障害ごとに出ております。それでいきますと、視覚障害が100に対して43、聴覚障害の方が150に対して62、それから音声言語障害が50に対して37、肢体が700に対してこれは324ですか。内部障害500に対して270。重複がございますので、ちょっと何ともそこまで正確な数字ではございませんが、大体このような割合になっているところでございます。

あと、その種別ごとの回答状況というのは、その身体障害のという意味合いですか。そうですね、これについてはちょっとまた中身を精査して、次回の時に答えられる範囲で回答の方をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

川崎会長

徳田委員よろしいでしょうか。はい、よろしいですか。

他にいかがでしょうか。はい、古家委員よろしく申し上げます。

古家委員

愛盲連の古家です。

この回答にあたっては、本人が直接回答されたのか、家族などの代筆なのか、その割合はどうだったかというのが1点と、もう1つ視覚障害100に対して、43の回答があったということですが、視覚障害に対しては、最初墨字で受け取ってから墨字での回答が難しい場合は、点字なり、CDなり、拡大文字なりの希望をだすことになっていましたが、その辺の問い合わせだとか、どのぐらいの割合で点字、拡大文字・CDでの回答があったのかわかるでしょうか。

川崎会長

はい、ありがとうございました。それじゃあ、お願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

はい、障害福祉課坂上です。

本人が回答したもしくは家族が代わりに回答したということにつきましては、調査項目別回答集計の問1のところで、御覧いただくと、ご本人が基本的にまあ代筆も含みますけれども、回答されたのが873ということで約6割の方、本人、家族も同席して回答したのが127で約9%、本人のいないところで家族が書かれたというのが452ということで、約31%というような状況になっております。

なお、視覚障害の方に一旦この墨字の調査票をお送りして、要請があった場合には2次的なものをお送りするというですけれども、すいませんちょっとこれにつきましては、今現在ちょっと回答がもらえていないので、また次回それについてはお示しさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

川崎会長

古家委員よろしいですか。はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。辻委員お願いいたします。

辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。

今、いろいろお聞きしていく中で、これからこの基礎調査を使ってこれから制度、施策を展開されるのかなと思われるんですけども、就労のところについて私の方から少しちょっと御要望をお願いしたいと思います。

この前参議院選挙で、重度の障害がある方が当選され議員活動されておりますが、議員活動は経済活動に当たるので、介護サービスは使えない。重度訪問介護サービスなんですけども使えないという問題が出ております。現在のところ、参議院の方で、特別に予算立てをするということになっておりますが、同様の障害がある方がたくさんいます。重度訪問介護のサービスを受けているんですけども、通勤・就労にはこの福祉サービスは使えないと。参議院では国会でも議論になったのですが、今回制度改正については見直しという方向でニュース発表されました。

ですので、ぜひ愛知県としても、これは国の問題になるかもしれないんですが、働きたいという障害者がたくさんいる。しかもそれが制度の問題によって働けないという現状がある。であれば、この制度を変えるべきではないのだろうかと思えます。

福祉制度が違うから、介護制度が違うからではなくて生活はみんな一緒です。ただ、介助サービスが必要だけ。それが就労であろうが、通学であろうが、日常の生活であろうが、シームレスにこの福祉制度が使えるように、ぜひ県からも要望いただきたいと思えます。以上です。

川崎会長

はい。ありがとうございました。

この件につきまして、いかがでしょうか事務局の方。

障害福祉課 渡辺主幹

はい、障害福祉課地域生活支援主幹渡辺です。

先ほど辻委員から重度障害者の就労の関係で、御要望御意見をいただきました。このことにつきましては、今月16日に厚生労働省の方の労働政策審議会の中で、議論がされているところであります。まだ途中ということで、結論が出ておりません。都道府県の方に正式な情報伝達がある状況ではございませんが、現在、議論の方が進められているという状況でございます。

県といたしまして、まず国におきまして経済活動時の支援を行う雇用者側と、障害福祉サービスを提供する福祉側との役割分担を明確に示していただく必要があると考えております。その上で、全国一律の内容でやはり実施されることが望ましいと考えておりますので、国で今進めております検討状況を注視して参りたいと考えております。

また国から情報提供等がございましたら機会をとらえて、御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

川崎会長

辻委員にもう一度。

辻委員

愛知県における都道府県別の障害者雇用というのは、都道府県で比較していくとかなり愛知県は低かったのではないかと、私の記憶では思います。ぜひ愛知県としても、もちろん国の動きも見ろっていうのは必

要なんですけども、積極的に各企業に障害者雇用を働きかけていただくようお願いいたします。

川崎会長

はい、よろしいですか。ぜひ積極的にお願いをしたいと思います。

他にいかがでしょうか。井上委員。

井上委員

シンセサイズ中部、井上と申します。

クロス集計をしていただきたい点というか項目がありまして、5点ほど挙げさせていただきたいと思います。

問22で長期入院の方がですね、いっぱいおられるってことで、5年以上の方が無回答を含めると31名。これについて、まず1点クロス集計をお願いしたいと思います。

続いて問23の中で、「今生活している施設・病院で暮らしたい」34名の方がそう答えておられるんですけども、その方々についても詳しく内容を知りたいと思いました。

続きまして、3つ目です。問54の「あなたは定期的に健康診断や歯科健診を受けていますか」という項目で249名の方が受けてないということなんですけど、この方々についてもクロス集計をお願いします。

それで、問65「生活保護や収入が全くないという方」が131名おられますが、これについてもどういう方なのかちょっと知りたいと思いました。

続いて67番の項目3つ目、4つ目ですね、「年金の支払いをしておらず、受け取れない方」が17名。「受け取り方がわからないという方」が20名おられます。

ということでこの5点、5問の設問についてクロス集計をお願いしたいと思います。以上です。

川崎会長

はい。ありがとうございます。

いかがですかこれについては。

障害福祉課 坂上補佐

はい、事務局の坂上です。

今言われたその項目にどういったものとクロスさせるかというところは、こちらの方でやらせていただきます。はい、承知いたしました。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

他にいかがですか。はい。野田委員お願いいたします。

野田委員

愛知県医師会の野田でございます。

前回の値と今回の値の違いというのがパーセンテージだけで示されているので、ぜひ報告の時には有意差のあったものはどれだということを、印をつけておいていただけるとありがたい。

見ただけでは増えただけ減っただけというふうにはしか見えないので、明らかに増えたのと、明らかに減ったのっていうのが、どれだっていうことがわかるように印をつけていただきたいと思います。よろしくお願

いします。

川崎会長

はい。ありがとうございました。

意見いただきました、よろしいですか、事務局の方。

障害福祉課 坂上補佐

事務局の坂上です。

おっしゃる通りで一目瞭然で分かるような形で、また報告の方させていただきたいと思います。

川崎会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。次の議題にいてもよろしいでしょうかね。

それではたくさんの御意見ありがとうございました。事務局におかれましてはただいまの意見を踏まえまして、今後も計画の方進めていただくようお願いいたします。

1 3 議題 令和元年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について

川崎会長

それでは次に議題の2番目「令和元年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について」を審議いただきたいと存じます。事務局の方から説明の方お願いいたします。

障害福祉課 加藤（千）補佐

はい、障害福祉課地域生活支援グループの加藤と申します。

よろしく願いいたします。座って失礼をいたします。それでは私からの議題2の「令和元年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について」説明をさせていただきます。お手元の資料2の方を御覧ください。

まず、最初に調査の実施方針案でございます。この調査は、前回は平成29年度に第5期障害福祉計画の策定にあたり福祉施設に入所されている方の地域生活移行に関するニーズを把握し、計画に反映するために実施いたしました。来年度策定予定の第6期障害福祉計画の検討にあたって、再度同様の調査を行いたいと考えております。

前回の調査からの変更点ですが、3「実施主体」をご覧ください。前回は県が単独で実施しましたがけれども、名古屋市さんの方から同様の調査を実施したいというお声をいただきまして、共同で実施させていただくことといたしました。

4の「調査対象施設」ですが、名古屋市さんが独自で調査をされると聞いております名古屋市の市立の2つの施設と、対象者が限定されます米山寮盲児部以外の県内70施設を対象といたします。

5の「調査対象者」ですが、対象施設に入所中の県内の市町村で支給決定を受けている方全員を対象といたします。

6「調査基準日」は来年3月1日を予定しています。

8「公表方法」ですが、回答を統計的に処理し、個人が特定できないよう配慮した上で集計結果を当審議会の会議資料として利用いたしまして、その後ホームページ等で公表する予定としております。

おめくりいただきまして裏面の10をご覧ください。10「今後の検討予定」のところでございますけれ

ども、その11月20日のところをご覧ください。現在11月20日付で愛知県自立支援協議会の委員に意見照会をしているところですが、本日この場でも皆様から御意見をいただきまして、調査票等の修正をしていきたいと考えております。

最終版につきましては、1月の愛知県障害者自立支援協議会の部会でございます、地域生活移行推進部会で調整させていただきまして、調査基準日の関係上1月下旬に調査票の発送をさせていただきたいと考えております。なお最終版につきましては、次回の審議会で報告をさせていただきますので御了承をお願いいたします。

調査票につきましては次のページ以降でございます。前回調査との調査項目の変更点につきましては、調査票をめくっていただきまして最後のA3判の新旧対照表の方をご覧ください。主な変更点についてかいつまんで説明をさせていただきます。

まず問8ですが、成年後見制度についての質問を追加いたしました。

次の問9ですが、前回調査、29年度に行いました調査から追跡を行うため、質問を追加いたしました。

また、5ページ跳ねていただきまして、A3版最後のページになります。A3版最後のページの一番上に問23がございますが。こちらの方で施設から出るとしたらどの地域で生活をしたいと思うのかという質問を追加いたしました。

A3版の次のページから、A4の資料に入りますけれども、こちらの方は、記入者向けの注意事項等となります。1枚おめくりいただきまして、裏面の4「聞き取り時の配慮」、こちらの方の下線部の方を御覧ください。御本人の聞き取りにつきましては、可能な限り、御本人のサービス等利用計画を作成している、相談支援専門員に行っていただくようにしております。

また、5「その他」のところでございますが、今回の聞き取り調査で御本人が地域移行を希望された場合には、市町村と情報共有して地域移行に取り組んでいけるよう、次のページでございますが、伝達票をお送りくださいというようなことを記載してございます。それ以降につきましては、御本人、御家族向け、最終ページに、御本人向けの簡易版の実施要領も添付してございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。実施方法や調査票、御本人記入者等向けの実施要領等につきまして、追加や削除が必要な部分やわかりづらい部分、また疑問点や御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいまご説明のありました「令和元年度福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」につきまして、皆さん方から御意見や御質問等があれば、御伺いしたいと思います。いかがでしょうか。今回名古屋市さんと一緒にやったださるということですので、期待をしたいと思います。

では、野田委員お願いいたします。

野田委員

愛知県医師会の野田でございます。

最後の方のA4のところの聞き取り時の配慮のところ、サービス等利用計画を作成している相談支援専門員が行ってくださいと記載してございますが、実態として施設入所者はほとんど全部、相談支援専門員が計画を、サービス計画を立てているのでしょうか。

多くの場合、子供たちでは実は自分で立てる、または、親が立てるという実態がありますが、こういう施設入所者はほとんど御自分でお立てになることはないというように考えてよろしいでしょうか。

川崎会長

御質問ありがとうございます。これにつきまして、回答の方お願いいたします。

障害福祉課 加藤（千）補佐

はい、すいません。障害福祉課地域生活支援グループ加藤です。

施設入所の方々につきましては、必ず相談支援専門員がついているはずだというふうに認識しておりますので、御本人様が立てられているケースはないかなというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

川崎会長

他にいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

高橋（美）委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

この中にありました、県の委託事業の地域生活チャレンジ事業のことで、ちょっと教えていただきたいんですけども、これがですね、金額の方がちょっとこのアンケート表からはちょっと離れてしまうかもしれないんですけども、以前ですね500万というふうな事業の予算だったと思うんですが、今年度から減ってるというところで100万円というふうにちょっと前にみたくてんですけども、その辺りってというのは、その地域生活をこれから進めていくに向けて、なぜその予算が少なくなってしまうのか。

どうしても人とか、そういったもので費用はかかっていくと思うんですけども、そのあたりについてちょっと確認をしたいんですが、よろしいでしょうか。

川崎会長

はい、ありがとうございます。この件につきまして、説明の方お願いいたします。

加藤（千）補佐

はい。地域生活支援グループの加藤です。

お尋ねいただきました地域生活チャレンジ事業につきましては、昨年度から実施をさせていただいている事業でございます。昨年度の予算額500万円に対して、今年度は1者当たりの予算額が150万を切るぐらいというようなことで、なぜそのようになったのかというようなお尋ねでございますけれども、昨年度の事業内容等々から、昨年度、今年度予算を要求する際に私どもの方の事務の見直しであったりとか、積算の見直し等々によりまして変更が生じたものでございます。

この事業につきましては、県としてもしっかりとやっていかなければならないということございまして、今年度も実施をさせていただいているところでございます。ですので、予算の額につきましては減っているところでございますが事業としては実施ができていくということで御了解いただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

川崎会長

高橋委員、いかがでしょうか。

高橋（美）委員

回答ありがとうございます。

どうしてもその費用って、事業をやっていくにあたっては人件費だったりとか、150万ではちょっと少ないのかなと思ってるので、そのあたり今後も御検討をお願いしたいと思います。

川崎会長

ありがとうございます。

県としては、500万の予算の中でできるだけ多くのところへお願いしたいということもあって、少し減ったような感じですけど、ぜひ、今後検討いただきますようお願いいたします。他にいかがでしょうか、辻委員。

辻委員

はい、愛知障害フォーラムの辻です。

先ほど高橋委員がおっしゃったチャレンジ事業なんですけども、ちょっと150万円ということなんですけども、人件費1人にもならないというところで、その事業どう実行していくのかなというふうなのがちょっと今、私が率直に感じたことです。

それに関連してニーズ調査もそうなんですけど、もう少しちょっと丁寧にやっていただけないものかなあというふうに思いました。というのもですね、アンケート用紙を送り、しかも相談員さんが聞き取るということなんですけども、これは私も施設に入所していた身としてわかるんですけど、外に出たいですかと言われても外に出る手段がわからない。一人暮らしをしたいですかと言っても、福祉サービスがどういうものがあるって、どういうふうに地域生活をしていいかわからないというのが、私は入所施設の現状かなと思います。

これは先ほどあった精神の方も、病院にいたいですかという方が35%。それは病院にいたいのではなくて病院にいるしかない、だから怖いから病院にいるという感じで数字が出てるんじゃないでしょうか。ですからこのニーズ調査も少し丁寧にやっていただきたいなというのが思いなんです。

そして、このニーズ調査をやる中でももちろん相談支援員さんですから、いろんな福祉サービスのことを御存知かと思うんですけども、やはり地域で実際に生活している当事者の方、この方が実際施設を訪問して、そしてそこからニーズ調査をしていくというのが、一番私は施設に入っている方がこういう人も出れるんだ、僕も出れる、私も出れるかもしれないというきっかけになるんじゃないでしょうか。

それは施設の職員さんも同じです。施設の職員さんが、じゃあ地域で生活できるか、どういう方法でできるかと言うこと自体もあまり御存知ないんじゃないでしょうか。

ですので、このニーズ調査というのは障害当事者の方が関わっていけるような、そういう仕組みをやっていただきたいなと思います。この発言というのは、前回の平成28年の第3回の施策審議会でも私は同じような発言をさせていただいておりますので、ぜひ参考をお願いしたいと思います。

川崎会長

ありがとうございました。この件についてお願いいたします。

障害福祉課 加藤（千）補佐

はい、障害福祉課加藤です。御意見ありがとうございます。

もう少し丁寧にということで、前回この調査の時は施設の職員さんに回答を聞き取っていただくということを今回は相談支援専門員さん、御本人様の御意向を一番受けるべきである相談支援専門員さんに聞き取りをお願いすることとしたものでございます。

また今後とも御本人様の御意見がより良くくみ取れるよう御意見等いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

川崎会長

辻委員よろしいですか。

辻委員

では、一つだけ付け加えさせてください。

もちろん相談支援専門員さんが聞き取りをしていただくのは結構なんですけども、それこそが地域で実際に生活している、障害当事者の方と協力しながら、ぜひこのニーズ調査というのをやっていただきたいと思います。

川崎会長

はい、わかりました。そういう方向で検討の方お願いをしたいと思います。

井上委員、お願いいたします。

井上委員

シンセサイズ中部の井上です。

今の辻委員の意見と大分重なるんですけれども、3点ほどちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

アンケート時には、ピアサポーターに同席してもらって、いかに外の世界が魅力的であるか、楽しいこともたくさんあるか、好きな時間に好きなことができる自由があることをお知らせしないと、ただ病棟を出たいか出たくないかだけを御本人の同意を確認するだけでは、これまでの日本の社会的入院と呼ばれる方々を地域に返す流れにはならないのは目に見えています。そこには必ず患者さんがフラットの目線で共感できるピアサポーターがいてしかるべきだと思います。

もう1点、地域移行で最大のネックは住宅問題だそうです。アパートの大家さんにも、税制面でメリットがあると良いと思います。地方税である固定資産税の優遇措置をとっていただけるとよいと考えます。県から市町村への補助金を支給すれば、障害者の方々が今まで困っていた住宅問題が解消するきっかけになります。アパートの経営者は、今まで拒んでいた障害者の入居を考えてくれると想像します。

また行政は、6500名余りの入院患者さんの情報はどの程度確認されておられるのでしょうか。氏名、年齢、入院歴、現在の処方や容態の変化など、やはり人それぞれですので、個別の情報をその人となり把握して、その人に合った退院促進計画があつて当然だと思います。私が聞いたケースですが、処方が全くなく家族縁者が引き取りを拒んでいるため、仕方なく病院で入院していたという、もはや患者と呼ぶべきなのかどうかも分からないこともあるそうです。患者台帳、入院者リストみたいなものは作成されているのでしょうか。以上3点です。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

御提案と御質問があつたと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤（千）補佐

はい、地域生活支援グループ加藤です。最初の2つの点について私の方から御回答させていただきます。

1つ目のピアサポーターの方々を、実際に入所されてる方が見ることは重要だというような御意見は、先ほどの辻委員の御意見にもございましたけれども、そういったことを活用しながら御本人様の意向をくみ取れるようにということで、もう少し丁寧に聞き取りのときにですね、依頼をさせていただきたいというふうに思います。

2点目の固定資産税の優遇ということで住宅供給の関係だと思えます。こちらの方委員の御意見につきまして担当部局の方にお伝えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

医務課こころの健康推進室 三宅補佐

保健医療局医務課こころの健康推進室、三宅と申します。御意見ありがとうございます。

精神科病院からの退院後支援につきましては、今年度から措置入院患者につきましては、退院後支援事業ということで行政が中心となって退院後支援をやっているところでございます。

また、医療保護入院につきましては各病院に退院後生活環境相談員という方がおられますので、そういった方が本人や家族からの相談に応じまして退院調整等を行っているところでございます。以上でございます。

川崎会長

ありがとうございました。井上委員よろしいですか。

井上委員

つまり、その病院にお任せして行政としては個別なリストはあるのでしょうかということだったんですけど。

医務課こころの健康推進室 三宅補佐

措置入院に関しましては行政が中心となりまして、措置患者さんが退院する際に保健所が中心となりまして、退院後支援をしているところであります。

また、県独自の事業としまして、ピアサポーターの方々を養成いたしまして、その方々に病院の方で御自身の体験を語っていただきまして、入院患者さんの退院へのモチベーションを上げてもらう、そういったような取組をしているところでございます。以上でございます。

井上委員

わかりました、ありがとうございました。

川崎会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

じゃあ、黒田委員お願いいたします。

黒田委員

公募委員の黒田です。

この今回の資料によりますと調査対象が70施設という数は出てきていますが、調査は個人に対してするものになってるということですので、その調査対象者数、人数ですね。それは出てきていないのでしょうか。

か。以上です。

川崎会長

では、この件についてお願いいたします。

障害福祉課 加藤（千）補佐

すいません、障害福祉課の加藤です。

31年4月時点の県内の障害者支援施設の定員でございますが4100人ちょっとということでございます。この中で他県からの入所の方が若干いらっしゃるということと、あと定員ですが実際にはいらっしゃるらないといったようなこともございますので、4000近い方々が対象になるのかなというふうに思っております。以上でございます。

川崎会長

よろしいですか、黒田委員。はい、お願いします。

黒田委員

公募委員の黒田です。

そうしますと今回の議題1になっております、障害基礎調査の対象者よりぐんと数が多くなりますので、調査結果の発表なんかもまた手間がかかって大変だろうなと思います。調査結果は、この審議会でも発表されるのでしょうか。それともホームページだけでの発表だけでしょうか。

川崎会長

おそらくこの場でも発表があると思いますけど、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤（千）補佐

障害福祉課の加藤です。

調査の結果につきましてはこちらの方の審議会でありますとか、自立支援協議会等で提供させていただいた後に、ホームページでの公表ということを考えているところでございます。以上でございます。

川崎会長

よろしいですか、黒田委員。はい、ありがとうございました。

他はいかがですか。はい、石黒委員お願いします。

石黒委員

名古屋大学の石黒です。

このアンケートに直接関係することではないんですけど、少し教えていただきたいと思います。

先ほど、このアンケートは愛知県内の人を対象とすると、要するに他府県の方は対象としないとおっしゃったんですけど、これ逆のパターンで愛知県の方が例えば三重県だとか、浜松だとか、他府県の近隣施設に入ってしまうと、こういう調査対象にはならない。従って、行政の観点からいってそういう人たちは今、全く埋もれてしまうということになるという理解でよろしいのでしょうか。

川崎会長

ありがとうございます、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤（千）補佐

はい、障害福祉課地域生活支援グループの加藤です。御意見ありがとうございます。

今おっしゃられた通りでございます、この調査、今回は県内の施設にいらっしゃる県内から支給決定を受けた方を対象としてさせていただくものです。ですので、県外の施設の方々につきましては、こういった聞き取りをする機会に恵まれないといったような状況になってしまうことになります。

今後その点につきましてどうしていくかにつきまして、また持ち帰らせていただいで検討させていただければと思います。ありがとうございます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。では、鈴木委員。

鈴木委員

すいません、名古屋市総合リハビリテーションセンター鈴木でございます。

今回の調査ですが、御本人さんたちに、ニーズ調査はその時に伺っていただいでいますが、結果としては、その後のいろいろな働きかけがどのようにあったかということが非常に重要ではないかなと思っています。

先ほどの県の方が行かれるにしても、本来であれば入所期間の中に、何回もそうした取組があつて、その上で御本人さんのニーズがどう変わっていくかということだと思っています。例えば、ここの中で御本人さんのニーズ等が18から24番までありますが、施設側の方には問11で「地域移行に関してどういった取組がされているか」、施設の方には聞かれているんですけども、その中で今度は御本人さんが、問11と同じようなことが、ちゃんと取組として自分たちにされていたかというような質問というか、これまでどのように地域に関する情報を得られてきたかといった内容の質問はなさそうな気がしています。そういった、同じような中身を追加で質問をして頂くということは可能でしょうかという一点です。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

この件について、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤（千）補佐

はい、御意見ありがとうございます。

このような質問につきまして、追加ということでの御意見でございますので、追加の方向で検討していきたいと思ひます。御意見ありがとうございます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

まだ御意見等あると思ひますけど、岩田委員、この意見で最後ということで。

岩田委員

県セルフセンター岩田です。

地域移行希望調査伝達票が少し気になりまして、これに関しましては3番に御本人の署名というところに相談支援事業所に提供することを承諾しますという欄がありますが、これというのは本人の希望ということで、入所施設にはまず相談支援事業所があるかと思うのですが、本人の希望のみでこの伝達票を出すということかなと思いますがこの署名欄があるということで。

そうした場合この2の希望者の意向というところで、地域生活移行についてもっと詳しく話を聞いてみたいというところで、県の対応はここでどういうふうにされるのかというところと、簡単に地域移行はできるものではないというので、これは調査だけなのか、希望があった場合その先どのようにその方に対して、助言をしていくのかっていうところが、どれぐらい希望が出るかっていう調査だけなのか、その先が進んでいけるのかっていうところが、どのようなこれは希望調査なのかなあというところで疑問に思っ、意見を言わせていただきました。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。この件についても、お願いいたします。

障害福祉課 加藤（千） 補佐

はい、障害福祉課地域生活支援グループ加藤です。

御意見ありがとうございます。この伝達票の使い方ですけれども前回の平成29年度の時にはですね、その調査の後に追加調査といった形で、御本人様で地域への生活を希望するという回答された方について、御本人様の意向を市町村等に伝えていいですかという質問をさせていただきました。

その結果ですね、御回答いただいた方々の情報を市町村経由で改めて相談支援事業所に提供させていただいて、それによって市町村もそういった御意向を把握する、相談支援事業所も把握するといったことで、その後本人に再度の面接等を行っていただいているところでございます。

昨年1月の時点ですが、地域移行された方は2名いらっしゃったというような状況でございました。そちらの方につきましてはですね、本日お配りしました資料の前回の質問の回答表といったところがございますが、そちらの方に御回答しているところでございます。

その後、市町村さんもしくは、相談支援事業所さんがどのように動いていただいて結果として、移行ができたのかどうだったのか、また何が困難だったのかということ、現在、再度調査を行っているところでございまして、こういった御本人様から御名前をいただくことによって、実際に動くことができることに結びつくというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。ありがとうございました。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

まだ御意見とかある方も見えるかと思いますが、時間の関係で次へ進ませていただきますが、また時間があればこの件について後で、御質問、御意見いただけたらいいかという思います。

事務局におかれましては今、貴重な意見をたくさんいただきました。やっぱり一人一人違うわけですから、一人一人に合った、一人一人にわかりやすい説明をしていただいて、調査ができるような工夫のよろしくをお願いしたいと思います。

14 報告事項 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について

川崎会長

それでは続きまして議題につきましては以上2点ですけれども、これからはですね、報告事項に移りたいと思います。報告事項は3件あります。

それでは初めに、報告事項1の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について」、審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告をすることになっております。部会長の永田委員から御説明をお願いいたします。

永田委員

よろしく申し上げます。部会長させていただきます、名古屋大学の永田でございます。

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段利用の促進に関する条例に基づく取組」について、11月22日に「2019年度第2回愛知県障害者施策審議会専門部会」の方を開催させていただき、検討させていただきましたので御報告をさせていただきます。

議題及び報告事項ですが、資料3をご覧ください。お手元にホチキス留めのA4とA3が綴じられた資料があるかと思います。議題は2つございまして、1番目が「避難所におけるコミュニケーション支援における各市町村の取組状況について」、2番目の議題が「普及啓発事業について」になっております。

まず別紙1-1、1-2を御覧ください。A3の資料にありますのが、今回事務局の方で実施していた、2019年9月に実施した避難所におけるコミュニケーション支援の各市町村の取組状況の調査結果になっております。少し字が小さいところがありますけれども、2市を除いた市町村の方から御回答いただき、どういうふうな取組をしているのか一覧になっているものとなっております。

検討結果ですけれども、避難所に導入しているコミュニケーション支援の手段について、導入が進んでいないということが改めてはっきりわかってきたというところが1点ございます。

A4の資料別紙1-2を御覧いただければというふうに思います。こちらの方にA3の資料でまとめましたものを、簡単に主立ったところをまとめたものになっております。

1つ目が「災害情報・避難情報等の情報伝達の方法」ということなんですけれども、50市町村から御回答いただきまして、導入してるのは50市町村ということになりますけれども、その内容につきましては、緊急速報メールの活用が88%と比較的高い一方で、行政無線活用や、聴覚障害者の受信の装置の活用など、まだ十分に様々な情報手段を活用されていないような状況かというふうにわかっております。

また2番目の「避難所に導入してるコミュニケーション手段」ということになるんですけれども、これに関しましては、導入市町村は50市町村中16市町村にとどまっており、特にコミュニケーションの支援に有効なコミュニケーション支援ボードに関しては、まだ22%とかなり少ない状況になっております。

避難所におけるコミュニケーション支援手段の導入に際して、障害者団体、つまり当事者の方へ意見徴収した上で、どういった支援の手段を取り入れるのかということを検討したかというふうなことについて御回答、導入したと関係のあった16市町村に回答を求めたところ、実施したところは63%、実施していないは37%でした。つまり避難所におけるコミュニケーション支援につきまして、障害者団体と当事者の意見を聞きながら、別途検討を進めている市町村がまだまだ少ないのが現状でして、十分な対策が行われていないということになっております。

ただ今回自由記述で、いろんなことを記入いただいた市町村もあったんですけれども、今回のこのアンケート調査を行ったことで検討を進めていきたいというふうな市町村もいくつかございまして、この調査が次のステップに繋がっていくことを期待したいというふうに思っております。

専門部会におきましてはこのアンケート結果、とても貴重な結果になっているかと思うんですが、どのように活用するのかということの御意見があったり、南海トラフだとかということの災害についても話題にな

っておりますが、日本国内いろいろな災害がある状況の中で、まだまだ進んでいない現状の中でこれをどうもっとスピーディーにやっていくのかということが、一つ課題になってくるかということが上がっております。

また、生き残ってこそ避難所ということでいうと避難所のコミュニケーション支援ということもとても大事なけれども、避難所に移動する、避難所に動くということが出来る情報伝達の方法を徹底すべきであるという御指摘もございました。

今回、この調査の取組状況についての調査の結果は、以上のようなものだったんですけれども、普及啓発事業につきましては、こうした避難所におけるコミュニケーション支援の状況を踏まえまして、資料別紙の2-1を御覧いただければと思います。A3の資料の後ろ側に資料が添付されております。

普及啓発事業につきましては、こういった市町村の取組状況の結果を受けまして、市町村職員を対象とした避難所におけるコミュニケーション支援のセミナーの開催を検討させていただいております。

これまでコミュニケーション条例が施行されてから、子供向け、企業向け、一般向けというふうな形で普及啓発事業を行ってございましたけれども、今回は災害がいつくるかわからない状況において、いかに避難所、また災害対策の中でこのコミュニケーション条例を生かしてもらおうかということに焦点を絞りまして実施していきたいというふうに思っております。検討の内容につきましては、このセミナーについて審議会での意見を反映した形で開催する方向になっております。

別紙の2-1の次のページをご覧ください。これが今年度実施いたします普及啓発事業についての開催の要旨、また開催の内容についての案でございます。実際の避難所での生活につきまして、コミュニケーション手段の利用の促進を図るということで、情報格差をなくす取組をテーマとしたセミナーを予定させていただいております。

開催時期は2月下旬で各市町村から1、2名、防災担当課または福祉担当課の職員に来ていただいて、講演とグループワーク、またさきほどの調査で比較的しっかり取り組んでいる市町村に好事例紹介ということで事例発表していただくというものが内容になっております。

このセミナーの案に対しまして、審議会の方では、各市町村の現状をきちんと他の他市町にもわかっていた方がいいだろうということ。また行政の担当者の中に様々な障害があるということについて十分周知できていない状況もあるので知っていただくということが優先ではないか。また事例発表、各市町村の好事例について増やした方がいいんじゃないか。また参加者に関しましては、防災担当課と福祉担当課の連携ということを考えたときに、どちらかというよりは両方の担当課の職員に参加いただくことで、より自治体の中で検討が進むような方向が必要なのではないかという御意見が上がりました。

こうして意見を元にまた事務局の方で検討いただき、2月のセミナーに向けて、検討を進めていただく予定になっており、次回1月に開催いたします専門部会の方でより内容を詰めていきたいというふうに思っております。

こういった避難所におけるコミュニケーション支援に関しましては、今年度はセミナーという形で実施を検討させていただいておりますが、よりもう少し活用できるような手段を検討するというのを、来年度にも向かって2年間かけて検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上簡単ですが、御報告とさせていただきたいと思っております。

川崎会長

永田委員ありがとうございました。

今、コミュニケーション手段のこの報告がありましたけれども、いかがでしょうか。

これについて、何か皆さん方から御質問や御意見等ありましたら御伺いしたいと思います。

はい、では、野田委員お願いします。

野田委員

永田委員にお尋ねしたいと思います。

一つはまずこの避難所というのは、一般的な避難所なのか、福祉避難所なのか、それとも両者のことを、対象としてよいのでしょうか、その辺をまずお願いしたい。

永田委員

事務局の方から最終的に御回答いただければというふうに思いますが、福祉避難所だけではない形でのものになっております。一般の避難所を含めたであってますかね。

野田委員

はい、ありがとうございました。

というのは、現実には行政災害の担当者に聞きますと、災害担当者と福祉部の担当者が全く別だったり、災害の担当者が福祉避難所のことを一切知らないということが現実にあります。

この前、岡山で水害があった時も、支援に行かせていただきましたが、そのこの本部で福祉避難所について尋ねると、福祉避難所がどこにあるか知らないというお答えだったのです。それは福祉部に聞いてくださいと言われました。しかし災害対策本部には福祉部は常駐していませんので聞きようがなかった。このようなことが現実には起こっています。

また、愛知県内の市町村によっては、福祉避難所を必ずしも公的な場所ではなく、介護施設などに避難するという形になっているということを聞いております。そうしますと災害対策本部には福祉の担当者は参加しないということになってしまいます。福祉担当者は本日のこの啓発事業を聞いていても、結局その当事者の福祉施設は、コミュニケーション手段のことをおわかりになってない可能性があると思いました。

ですから、是非、福祉担当者また防災担当者に、福祉避難所も含めて市町村で、啓発をきちっとしていただく、または伝達をしていただくようお願いをしたいと思います。

川崎会長

ありがとうございます、この件についていかがですか。

事務局の方から何か解説ありますか。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課の坂上です。

野田委員おっしゃる通りですね、まず災害が起きたときに、避難所は一般の避難所が開設されまして、その状況に応じて福祉避難所が開設されることがあるという状況になっております。

ちょっと私も完全に所管しているわけではございませんので、ちょっと間違ってる点があったら申し訳ないですけども、福祉避難所の多くはですね入所施設を指定してるというふうに聞いております。ですから、そこに災害が起きて一義的にそちらに避難するということは、どこの市町村も基本的には想定していない。最近ですね、進んでいるところでは、そういう施設にもそういう初めから機能を備えて避難できるようなところもオープンしているところもあるというふうには聞いていますが、基本的にはいきなりそちらに殺到すると、本来の入所施設の機能が失われるということで、初めからは開設を想定していないというような状況もございます。

ですから基本的には、一般的な避難所におけるコミュニケーション支援について、今回セミナーをというふうに考えております。ですが、実際にはその辺をですね、市町村の福祉とそれから防災担当の職員さんの方に御理解いただいて、実際、福祉避難所はその市町村さんの方で設定されていると思いますので、そちらの方にもですね、そういったことをさらに伝達して行って、よりよい避難所運営ができるようにというふうに考えているところでございます。以上です。

川崎会長

ありがとうございました。他に、もうひとつぐらい。

辻委員

はい。愛知障害フォーラム、辻です。

ちょうどですね、昨日なんですけども豊橋市の方で人権ユニバーサルイベント in 豊橋っていうのが開催されました。これはですね、人権と防災をテーマにしたイベントだったんですけども、ちょうどそこですね、私シンポジストで呼ばれたんですけども豊橋市の取組というところでそれこそ、このコミュニケーション支援ボードですね、絵カードっていうんですかね。そういうのがあって、説明されていく中で非常にわかりやすいかなあと思いました。

というのもやはり、絵カードですから例えば知的障害の方、発達障害の方、外国人の方もそうですね。何かがこの絵カードで、スムーズにコミュニケーションをとれるという意味では、すごくいい取組だなあと。ですのでここで多分、普及啓発事業の中で、こういう研修会議のようなものを実施されるのかなと思うんですが、ぜひ愛知県としても普及のバックアップをしていただきたいなと思いました。

ただですね、一つ私、気になるのは、阪神淡路大震災で聴覚障害の方がそれこそ手話が通じなかった、手話ができる人がいなくてものすごい大変な思いをしたということも聞いております。この辺りは服部委員の方が詳しいかと思うんですけども、手話というものは権利条約では、言語というふうになっております。ということは、避難所で言語が使えないということ自体そもそも問題なのではないかと。手話通訳の配置員が先ほどの資料で見ますと全くないで0%と、これで仕方ないよねではなくて、それを普及啓発にはどうしていくか、こういう視点でも取り組んで欲しいなと思えます。以上です。

川崎会長

はい。ありがとうございました。

このような御提案に対して、事務局よろしいですか。

障害福祉課 坂上補佐

はい、障害福祉課坂上です。

辻委員おっしゃる通りで、愛知県としても手話は言語であるということで、この条例を制定いたしましてその普及啓発に取り組んでいるところでございます。

なかなか市町村職員さんのどこまで理解が進んでいるかっていうところは、わからないところではありますけれども、こういった機会をとらえてしっかりと普及啓発に取り組んで参りたいというふうに思っております。ありがとうございます。

川崎会長

はい。ありがとうございました。

はい、服部委員お願いいたします。

服部委員

服部です、愛知県聴覚障害者協会の服部です。

専門部会の委員の1人として、どこまで意見が言えるかなあとって控えていましたけれども、坂上さんの今言われたことについて、ちょっと納得できないなあという思いがあって、発言をさせていただきます。

手話の普及と、手話言語というのは全く別のものという考え方をしています。今職員に対して手話を普及してもらおうという立場は、それはあくまでも手話によるコミュニケーションという立場です。

手話言語というのは、本当に文字を読んだり、文字を書けないとか、読めない書けないという聞こえない人がいます。それを手話をきっかけとして、今までできなかったことを手話をきっかけとして進んでいくということでそこまで分けて別々に、一緒ではなく分けて考えたほうがいいかなあと思いました。

その上で実際に、辻さんから言われたように阪神淡路大震災の時にも聞こえない人たちが逃げる時には、本当に不便であったという声が多く出されました。実際に手話ができる、でも文字を読めない、聞こえない人の立場では、本当にコミュニケーションボードというものは効果はあるかもしれません。

けれども、コミュニケーションボードを作っておいても、文字が読めない、聞こえない人がいっぱいいます。その辺りも含めて辻さんが言われたように、いろいろな聞こえない、いろんな人がいるということ、その人たちにどうしたら伝えられるか、手話言語、手話でのコミュニケーションというのは、どんな形がいいのかということを考えないといけないと思っています。

そういう意味で、ここで出すのはちょっと合わないかもしれませんが、手話言語条例の見直しを進めていかなければならないというふうに思っています。これは私の個人の意見として出させていただきます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。説明と御意見をいただきましてありがとうございます。

よろしいですか事務局の方、いいですか。

野田委員

はい、愛知県医師会の野田でございます。

先ほどの服部委員の意見と関連しますが、実は今年の水害の中で一番困ったのが、聴覚障害者が避難をしているときに、例えばお水を配りますよとか、食料が配られますよというときに全く声が聞こえないために気付かず、皆さんが動き始めてから、やっとそれは何だということで並んだら、もう終わりでしたという事態が散見されたんですね。

これは確かに手話言語の話とか、そのコミュニケーション手段なのですが、手話だけではなく、直接身体的に肩を叩いたり、教えるという行動を始めから入れてないと、今回関東で起こった避難所での問題は解決できないのではないかと考えておりますので、それも含めてこれからご検討いただきたいと思っています。

川崎会長

ありがとうございます。

永田委員

貴重な御意見ありがとうございます。

今回の条例に関しましては、手話言語だけではなくって障害の特性に応じたコミュニケーション手段ということで、部会の中でもいろんな手段を考えなければならないということについては、議論が上がっているところですよ。

当事者の方、御家族の方からも様々な御意見をいただいております、愛知県の中でこの条例が生かした形で特に災害といったような緊急を要するときにどう対応するかについては、喫緊の課題だというふうに思っておりますので、また部会の方でもしっかりと審議をしていきたいと思っておりますし、またこちらの委員の先生方からも何か御意見がありましたら事務局の方に上げていただければ、また部会の方でもより議論を続けていきたいと思っておりますので、御意見の方よろしくお願ひいたします。

川崎会長

はい、永田委員ありがとうございました。

それでは、時間がかかり押してますので簡単に。

黒田委員

公募委員の黒田です。

私も服部委員と同じように聴覚障害者なんですけれども、聾啞の方と違って発音をすることはできるんですね。でも、聞きにくい聞きづらいということで。

手話を使えないんです。手話が使えませんので、今日ここでスクリーンに出ている文字とか、それから皆さんの表情とか、身振りとか、そういうトータルコミュニケーションで、意思疎通を図っているという方が、たくさん聴覚障害者の中でもいらっしやいます。

先ほど辻さんの方から絵カードが、例えば外国人の方とか、知的障害の方とか、そういう方たちに役にも立つというお話がありましたけど、実は私、北名古屋市に住んでおまして、北名古屋市はどういう対応になっているのかと確認に行ってきたんです、管轄の部署へ。そうしましたら、特にコミュニケーションボードというものは、聴覚障害者のために置いてあるわけではないんですけど、外国人向けの対応は考えているので、それを応用させていただくことから対応したいというお話が担当の方からありました。

ですから、これも一つの好事例として、このセミナーの中で取り入れていただけると、それをさらにレベルアップするということができるかなというふうには感じております。現場でどういうものが使われているのかというものを参考にすることが一番いいかなと思っております。以上です。

川崎会長

ありがとうございました。ぜひその辺もセミナーに反映してますようお願いいたします。

それでは次に行かさせていただきます。よろしいですか。永田委員、よろしいですか。

すいません。それでは、いろいろと皆さん御意見いただきましてありがとうございました。事務局におかれましては、引き続き専門部会において、コミュニケーション手段の利用の促進に向けて取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。

15 報告事項 第二期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と平成30年度の達成状況について

川崎会長

それでは続きまして報告事項の「第二期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と平成30年度

の達成状況について」事務局の方から説明をお願いいたします。

教育委員会 尾崎主査

愛知県教育委員会特別支援教育課振興就学グループの尾崎と申します。日頃は、本課の事業に対しまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。第二期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と平成30年度の達成状況について説明をさせていただきます。

資料の4を御覧ください。初めに私からは、「Ⅰ幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の実施状況」を説明いたします。「1幼稚園、小中学校、高等学校における特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒について」の、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は、ここ数年着実に上昇しております。今後は、通常の学級における作成率の向上に向けた取組を進めて参ります。

「2中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の引き継ぎ」は、高等学校における通級における指導の制度化を受けより一層重要となっております。県としましては、中高連携特別支援教育推進校研究の成果を市町村教育委員会や高等学校、中学校に還元し引き継ぎ率の向上を図って参ります。

「3特別支援教育に関する研修会への参加率」につきましては、すべての教員が適切な支援指導を行うための研修を受講するように取り組んでおります。引き続き研修への参加の啓発に努めて参ります。

教育委員会 片山主査

次に右側、「Ⅱ特別支援学校の実施状況」について、特別支援教育課指導グループ片山から説明させていただきます。

2の「専門性の向上について」です。特別支援学校教諭等免許状の保有率向上に向け、平成30年度採用教員から、特別支援学校教諭等免許状を保有していない場合は、採用後3年をめどに、免許状を取得することを新たな要件といたしております。また免許状未保有の教員すべてに対し取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や、大学の公開講座などを受講して早期に免許状を取得するよう強く指導するとともに、愛知教育大学を初め、県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど取得しやすい環境づくりに努めております。

3の「知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消について」は、春日台特別支援学校の過大化解消のため、本年度4月に瀬戸つばき特別支援学校を開校いたしております。

最後に、大きな3になります「就労支援の実施状況について」です。平成27年度から拠点校2校に1名ずつ合計2名の就労アドバイザーを配置し、新たな実習先や就労先の開拓、企業等とのよりよい連携のあり方について専門的に取り組んでいます。また、知的障害特別支援学校の就労支援の充実を図るため、平成27年度から知的障害特別支援学校高等部への職業コースの設置を進めております。以上、説明を終わります。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの説明の中で皆様方から何か御質問とか御意見等ありましたら、御伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、じゃあ服部委員お願いいたします。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部です、説明ありがとうございました。

専門性の向上についてですが、今、全国の聾学校では、聾学校に入る生徒の減少化があります。普通学校

に入る生徒が増えています。そのあたりは、御承知だと思います。そうですね。はい。それはとてもいいことだと私は思っています。ただ、前から課題ではありますけれども大学などで、特別支援教員の免許状をとるっていう場合、新しく聾学校に赴任された場合、当然その教え方や手話言語っていうことを知らない人がほとんどだと思います。そうすると、手話を使う聾の子供たちに対して、手話を使えない子に対しても、教えなければいけないということになると思います。

そういう意味では前々からの課題であります、現場に入る前に派遣される前にですね、赴任される前に、手話による研修などきちんと身につけた上でいろんなところに出して欲しいという、仕事に就いて欲しいということを出していました。その要望がここに載っていないっていうのがなかなか理解できないのですが、どうでしょうかね。今回はその意見が反映されていないという受けとめ方でよろしいでしょうか。

川崎会長

回答お願いいたします。

教育委員会 片山主査

はい。御意見ありがとうございます。

聾学校においても、指導の面で手話の向上を図れるよう研修会等をできる限り設定して、日々高めているところでございます。聾学校に配属する前に研修という点ではまだ現状、対応・対策等は進んでいないところでもあります。御意見として、御預かりさせていただいて、検討させていただきますが、ただ、できないことがどうしてもありますので、整理させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

川崎会長

服部委員、よろしいでしょうか。

服部委員

わかりました。

川崎会長

よろしいですか。はい、他に何か。

はい、古家委員、よろしく申し上げます。

古家委員

愛盲連の古家です。

免許書、免許状がないということで専門性に欠けるから、研修を受けた方がっていうことが随分上がっていますが、実際教員はただでさえ目いっぱいな時間の中で動いていると思います。もちろん専門性がなければ困りますが、専門性をとるとその忙しい中でさらに時間を作って研修を受ける形になるんじゃないかなと思うんですが。

1年にどのくらいの時間の研修が必要で、その抜けている間は誰かが補助して入ってもらえるような体制ができていいのかとかその辺りを考えると、研修を受ける受けるばかりでは大変な状況であるんじゃないかなと心配になりますが、どうでしょうか。

川崎会長

いかがでしょうか。

教育委員会 片山主査

お願いします。特別支援教育課指導グループの片山でございます。

免許の取得に関しましては研修会の実施については、児童、生徒がいない夏休み等を活用しながら研修会を実施するという形で進めております。また先ほどお伝えしました愛教大の講習会は、基本的に土曜日、日曜日に開催いたしまして2日間で取得できるという形になっております。

2日間、専門性についてそれぞれの障害種について説明をしていただいて、その障害種の免許単位が取れるという形になっております。細かい条件があるので、一つの例としてお伝えさせていただきました。以上です。

川崎会長

古家委員、よろしいですか。

古家委員

つめて行って欲しいなと思いましたが、はい。

川崎会長

よろしくをお願いします。じゃあ、永田委員お願いいたします。

永田委員

名古屋大学の永田です。1点質問させてください。

1番の1、2では、2023年度の目標が100%というふうな形で上げていただいているかというふうに思います。1の個別指導計画に関しては支援学級に関しては99%と、ほぼ100%近い値が出ているんですが、ここにも書いてあるように高校や通常学級に関しては、まだまだ6割程度というふうな低い数値が出ているかというふうに思います。ここには指導計画の有効性を伝えるというふうに書いてあるんですが、これは教員に対して有効性を伝えることなのかということなのかということが1点。

2番の引き継ぎに関しても、42%と50%を切っている状況で、あと3年でどうやって100%にされるんだろうかという部分がちょっと見えてこない部分があって、このなかなか達成できない理由っていうのが今、古家委員にあったように教員の方の多忙ということが1にあるのかもしれないんですが、こういったことで低い状況になっていて、この100%という目標を考えたときに、こういう取組が有効ではないかということがあれば、ぜひ教えていただきたいですし、100%が難しいのであれば、達成可能の目標で、具体的に何をしていくのかということになってくるかと思うんですが、そのあたり教えていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

川崎会長

いかがでしょうか。

教育委員会 尾崎主査

振興就学グループの尾崎と申します。

目標につきましては、全員が作成をし、引き継ぎをするということに向けて施策を考えていきたいと思っ

ており研修等を進めておるところです。

初めの質問につきましては、通常の学級の担任及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とするお子様の保護者の両方に向けて啓発が必要と考えております。第2期愛知県特別支援教育推進計画に基づき、保護者向けの啓発リーフレット等の作成を考えております。わかりやすく説明することで、お子さんが生涯にわたって誰からも同じように支援していただけるという点において、大変有効だと思いますので、個別の教育支援計画の作成の意義につきまして、お知らせしていけたらと考えております。

引き継ぎにつきましては44.6%ですけれども、近年、上昇しているのは事実であります。中高の引き継ぎには、入試がかかわることで、今、私どもと高等学校教育課と力を合わせながら、どのようにすれば引き継ぎ率が上がっていくのか考えているところです。一昨年度、昨年度と2年間にわたりまして、高浜市と津島市でモデル事業を行いまして、津島市において作成した、中学校・高等学校がそれぞれどのような流れを追っていくと、うまく引き継ぎができるかをまとめた津島モデルについて、ウェブページに挙げております。

このようにモデル事業の成果とも合わせながら、各地域、各学校で啓発していきたいと思っております。以上です。

川崎会長

よろしかったですか。

はい、他に。では、石黒委員よろしく申し上げます。

石黒委員

今、引き継ぎの話でちょっと気になったんですけども、愛知県の調査では、名古屋市を除くとなってますけどもこれはどういう意味なんでしょうか。

県は広域に対して責任を持つ訳ですから、県の指導が当然幅広く効くと思うんです。一方、中学は市の影響は非常に強いとは思いますが、その部分での働きかけは十分できているという理解でよろしいんでしょうか。それともやっぱり難しいからデータが取れてないという理解なんでしょうか。

教育委員会 尾崎主査

特別支援教育課振興就学グループ尾崎でございます。

基本的には毎年文部科学省調査を行い、政令指定都市は分けて数値を出しております。こちらの愛知県調査につきましては、文部科学省調査で行わないところにつきまして、愛知県で調査をしており、名古屋市とも連携をとりながら数値の方を確認はしていますが、愛知県として出している数値は、名古屋市を除いたものです。

石黒委員

確認なんですけど。ですから、名古屋市立の中学から県単位の高校へ進学する時に十分に引き継ぎが行われる体制にあるということでしょうか。

教育委員会 尾崎主査

はい、私どもが開催する研修や会議におきまして、名古屋市教育委員会の指導主事の方にも来ていただいておりますので、そちらで十分伝えておと考えております。また今後も連携を強化していきたいと思っております。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

では、古家委員、もう一度お願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

引き継ぎに関してですが、中学校から高校へは引き続いてもらわないようにしましたっていう方も結構いらっしやいます。

やはり高校卒業後の就職を考えると、支援クラスに関わったことが就職に影響するんじゃないか、まっさらにして高校に入りたいというような声も結構聞こえてきますが、その辺りはどうなのでしょう。

やはり高校の3年間を考えると支援クラスにいて計画をたててもらった方が良いのか、就職って考えると、やはり大きく影響してしまうのでしょうか。

川崎会長

はい、ありがとうございます。お願いします。

尾崎主査

今おっしゃる通り、保護者の方の御心配は大変多く聞いておりますけれども、その子が学校で生活していく上で、より多くの支援者がいる方がよいと考えております。高校入試につきましても個別の教育支援計画を作ることで不利になることはございません。この点については、今後も引き続き啓発していきたいと考えております。

川崎会長

よろしいですか古家委員。はい、ありがとうございました。

それでは、次に進めさせていただいてよろしいですかね。

16 報告事項 国における障害者差別解消法の見直しに向けた検討状況について

川崎会長

はい、最後の報告事項になりますけれども、報告事項の3「国における障害者差別解消法の見直しに向けた検討状況」につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

障害福祉課業務・調整グループの加藤と申します。座って失礼いたします。

資料の5を御覧ください。障害者差別解消法の見直しに向けた国の検討状況についてでございます。

障害者差別解消法につきましては、平成28年4月の施行から3年が経過したことに伴います見直し作業が現在、内閣府に設置されております障害者政策委員会において進められているところでございます。この委員会は、障害者基本法に基づきまして設置された委員会でありまして、国に対する意見具申を行う位置付けとなっております。この委員会におきまして本年2月から見直しの検討が進められているところでございます。

資料左側の表になりますが、2月開催の第42回の委員会から、直近では今年12月12日の第48回委員会まで、これまで7回にわたり開催をされております。今後、来年1月と2月の2回の会議を経まして、同委員会としての差別解消法見直しに対する意見をまとめていくスケジュールとなっております。

資料の右側になりますが、こちらは法律の見直し検討に当たりまして、特に議論が必要な論点とされる項目が整理された資料となります。この資料は、11月の第47回の委員会において示されたものでございまして、会議の事務局側から、これまでに委員から出された御意見を踏まえた上で整理をしたものでございます。見直しの原案ではございませんので、議論を進めるために整理されたものとなります。

一番の「差別の定義・概念」に始まりまして、「事業者による合理的配慮」、「相談・紛争解決体制」、「障害者差別解消支援地域協議会」という4つの論点が挙げられております。この論点につきましては、11月の第47回委員会、それから12月の第48回の委員会で意見が交わされたところです。

会議内容につきまして、現在まで正式な議事録がまだ公表されておられません、会議の様子を収めた動画が公開されておまして、それを拝見しますと、特に1番目の「差別の定義・概念」、それから2番目の「事業者の合理的配慮」に時間をかけた議論が行われております。この資料にはございませんが、やり取りとしましては、差別の定義を法律に明記すべきである、現行の法律では規定が見送られた間接差別についても定義したらどうかといった御意見。また事業者の合理的配慮につきましても、義務化する必要があるといった御意見でありますとか、また一方で事業者側の御意見として、合理的配慮は事業の業態規模に応じた柔軟性が必要であるといったような声が紹介されるなどしております。

先ほど申し上げましたが、委員会としての意見集約は、今後の委員会において行われる予定とされております。簡単ですが説明は以上でございます。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました報告事項につきまして皆様方、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。古家委員お願いします。

古家委員

愛盲連の古家です。

障害者差別解消法に対する取組ということなんですけど、本当にいろんな意見が出てるんだろうなと思います。基本的に一般社会の認知度が低すぎるので、このあたりのPRっていうかその辺の話が全然出ていないと思うんですが。そのあたりは検討の課題の1つではないんでしょうかね。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか、認知度について。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

はい、障害福祉課加藤です。

国の委員会のやり取りの中でも、認知度を高めなければいけないというようなやり取りはございました。その現れといたしますか、それが差別の定義、法律への定義でありますとか、事業者による合理的配慮も、そういった意識を普及させるようなきっかけになるのではないかとといった議論がされておりました。以上です。

川崎会長

はい、よろしいですか古家委員。

古家委員

そうですね、一般社会の人の市民に対してのPRっていうか、広報がもっと必要になってくるんじゃないのかなと思うのでその辺も検討してもらいたいなと思います。

川崎会長

よろしいですか。ぜひ、検討をお願いいたします。

他にいかがでしょうか、高橋委員。

高橋（傳）委員

高橋です。ちょっと場違いかもしれませんが、いろんな見直しとかで、条例とか法令についてご検討とかいろいろな論議があります。

私もこの仕事に携って、もうそろそろ50年になるんですけど、障害者って言葉がある以上は、差別はなくなりません。幾ら論議しても、障害者では駄目です。皆さんいい名前考えてください。私は自分では障病者、病気がある意味で、病気っていうスタンスしております。心も体も含めてね。いつかは治るんだっていう希望を持っています。この障害者って言葉がある以上は幾ら論議したってね、所詮障害者なんです。

つまらない話ですけど、ぜひ皆さんでこれから、神戸とかと愛知県の高浜ですか、2ヶ所ぐらいは独自に、障害の「害」の字を変えました。独自にそうして歩み続けている自治体もあります。ですから、私たちも、これから知恵を出し合って、この障害者に代わる言葉を見つけて、取組できませんか。お願いします。以上です。

川崎会長

はい。ありがとうございました。

この件について、事務局から何かコメントありますか。では、服部委員お願いします。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部です。

実は、愛知県聴覚障害者協会の理事会でも、今、国の障害者差別解消法の委員会がつくられました。それで愛知県でも、差別禁止条例というのを考えていかなければいけないと思ってるんですけど。事実、自分たちが障害者かどうかわかりませんが、聞こえない立場として、条例ができたあと変わったことというのはほとんどありません。

なので実際、手話通訳の派遣にしても、差別を受けたケースがあっても、結局解決ができない面もあります。そういう意味で、愛知の差別解消推進条例の中身の意義を改めて見直す時期に来ているのではないかと愛知県聴覚障害者協会としても思っています。

そういう意味で高橋委員のおっしゃったように、見直すべきという時期に来ているのではないかと私自身も思っています。以上です。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

他に何かこれに対して、皆様方御意見とかありますでしょうか。

はい、では、牧野委員。

牧野委員

知的障害者育成会の牧野と申します。

私も障害者といっても実際にいろんな種類の方に、いろんな障害がたくさんあります。

その中で今この社会で、どれが一番手っ取り早い話かという、今、鉄道事業ですね、つい最近大府の共和駅であった人身事故があって、痴呆症の人が亡くなってしまって、それが本来であれば、従来ですと障害者の人の方が損害賠償を JR に出すという話だったのですが、それが逆の判決が出たんですね。あれっと思ったんです。これがこれからの考え方かと思ったんですよ。

ですから、これからやるべきことは地道かもしれないですけど、そういういろんな意味でやるべきことをバリアフリー化というような表現で、もう1つ1つ推進していくしかないかなと思っています。

個人に関してはそういう障害を持ったものを、それもやっぱり福祉システムですか、そういうものを教育というものを採用して、個人の質も上げていかなきゃいけないと思っています。以上です。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

お時間もだいぶ来ましたが、これだけはお話をしたいという方、よろしいですか。まだ御発言のない方はよろしいですか。高柳委員よろしいですか、はい、よろしいですか。

では、黒田委員お願いします。

黒田委員

公募委員の黒田です。

今の障害者差別解消法の見直しに関連して、また愛知県の障害者差別解消推進条例の見直しも必要ということで、今日追加資料として、辻委員から提案書が出てきております。これを私も始まる前に拝見させていただいたんですけども、ここに書かれていることを参考にさせていただいて、ぜひ条例の見直しに繋がっていただきたいなと思っています。

いろんなところで悪気がないんだけど差別に繋がっていたり、合理的配慮が不提供であったりということが数え切れないぐらいいっぱいあるんですね。そういうときに遭遇したときに、その場でやっぱり、必要とする立場で言わないと、相手は気付いてくれないんです。

例えば身近な例なんですけど、老人会で例えば、特殊詐欺に気をつけなさいよというようなことを警察署の職員の方がいらして、DVDを使って説明されるんですね。そのDVDに字幕がついてないんですよ。そうすると私たち聴覚障害等はそんな動画を見ても理解できませんので、何でこういう場に耳の不自由な人もいるかもと考えて、DVDには字幕付けるよというのは当たり前だよというような、合理的配慮がしていただけないのかなあということが1点。ほんの1例ですけど、そういう現場がもういっぱいあります。

ですからまだまだそういうことも含めて、条例の見直しは是非していただきたいなと思います。以上です。

川崎会長

ありがとうございました。

本当におっしゃる通り、まだまだ配慮することがたくさんあると思います。
時間が来ましたが、どうしてもという方、よろしいですか。
はい。報告事項は以上ですが、よろしいですかね。

17 意見書について

川崎会長

報告事項は以上ですけれども、先ほどお話がありました岡田委員は、今日欠席ですけれども、行動障害の方の支援についての意見と、それから今、辻委員からお話ありました意見書が事前に提出されております。岡田委員は今日欠席ですけれども、辻委員さんは、今日出席されてみえますので、辻委員さんから、これについて話をお願いいたします。

辻委員

辻です。

先ほどから出てますように、条例の見直しにぜひ着手していただきたいと思います。

というのもですね、先ほどから差別って言うのがなかなか深刻でなくなるというのがありました。やはり社会的障壁が今なお深刻に存在しているかなというふうに改めて感じたところです。

愛知県の条例も3年を経過しました。先ほどの差別解消法の見直しも国の方で動いていますし、やはりこの愛知県だからこそ、この条例を変えなきゃいけない部分もあるのかなと思いました。

ポイントとしては差別の定義であったりだとか、どういう分野に差別が起きているか、そして、どうやって重点項目を置くか、そして民間事業者の合理的配慮を努力義務から義務規定に。これについては、14の都県でもすでに実施されています。滋賀県では、この合理的配慮については費用の助成制度を設けております。先ほど古家委員からありましたように、一般の人に知られていないという意味では、こういう民間事業者に合理的配慮することで、これが条例に基づいてつけられているとか、そういうのがみんなに周知できるかなと思います。

あとは紛争解決の仕組みに、愛知県の条例では不当な差別的取り扱いのみが対象になっておりますので、このあたりも合理的配慮の不提供について、みんなで話し合う場があればいいかなというふうに思います。

次のページなんですけど、これは毎回私がお話をさせていただいておりますが、避難所のバリアフリー化ですね、愛知県立の学校は150校あるそうです。そのうち、エレベーターがついているのは9校しかありません。ということは、避難所に避難したくても避難できない人たちがたくさんいるということです。

前回の議事録には、私の方からぜひ、部長さんに取り組んでくださいというふうにお願いしたんですが、それから間もなく1年が経ちます。どのように検討されているか、お聞かせいただけたらありがたいです。以上2点です。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

県の方からこちらは何かコメントありますか。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

障害福祉課加藤です、御意見ありがとうございました。私からは、差別解消推進条例の見直しに関する御意見について発言をさせていただきます。

条例施行から3年経過いたしました見直し検討ということでございますが、県におきましては、他の都道府県、それから市町村における取組状況の把握等、下調べを今進めているところでございます。

辻委員からも御指摘のありました点につきましては、今後、国におきます障害者差別解消法見直しの動きも踏まえて進めていく必要があると思っておりますが、引き続き国の動向を注視していくとともに、そういった点につきましても検討していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

川崎会長

ありがとうございました。このバリアフリーに関してはいかがですか。

教育委員会 清水主任主査

教育委員会財務施設課整備グループの清水でございます。私からは、学校施設のバリアフリー化について、御回答させていただきます。

まず、県立学校におきますバリアフリー化につきましては、今年の3月に策定いたしました県立学校施設の長寿命化計画に基づく改修を実施する際に、これまでも実施して参りました大規模改修や、耐震改修の時と同様に階段の手すりやスロープ、多目的トイレの設置を進めております。

また、今年度から2023年度までの5年間実施いたしますトイレの環境改善の中でも、トイレの洋式化、床の段差解消、手すりの設置などを進めることとしております。

また、県立高校へのエレベーター設置の関係でございますけれども、私どもはいわゆる先ほど長寿命化計画というふうに申し上げましたけれども、この計画に基づく長寿命化に馴染まない建物を建て替える際、人にやさしい街づくりの推進に関する条例の定めに従いまして、エレベーターを整備することといたしております。辻委員の方から、この1年の進捗というお尋ねでございましたが、今年度はですね、この建て替えの対象校がございませんでしたので、エレベーターの設置校に変更はございません。以上でございます。

川崎会長

はい、辻委員いかがでしょうか。

辻委員

昨日それこそ豊橋で防災のイベントがあったということで、青田さんという、南相馬市の方が講師でいらっしゃいました。その中で一言、私は聞いた中で心に刺さったのが、想定をしてくださいという言葉だったんですね。想定をしてください。このままだと、この東南海トラフ地震が起きるところで障害者の人が避難できない。東日本大震災では、障害者は2倍以上の死亡率だったということです。

これについて、愛知県のこの場の責任者である局長さんはどうお考えになってるんですか。避難できない障害者が出るかもしれないということについて、障害者は死んでもいいということなんですか。私からはそれだけです。

川崎会長

決してそういうふうに思っていないと思っておりますけれども。

はい、服部委員お願ひします。

服部委員

短くお話しします。愛知県聴覚障害者協会の服部です。

障害者差別解消条例について、担当者からのお話をいただきました。

状況を掴むってようなお話をいただきましたけれども、調査した上で改めて検討会を設けて見直しをするような前向きな考え方に受けとめてよろしいでしょうか。

川崎会長

はい。これについて、どうですか。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

はい、障害福祉課加藤でございます。

条例の見直しにつきましては、国におきます差別解消法の見直しの動きを踏まえて進めたいと考えております。動向を注視して参りますし、県条例の見直しにつきましても、その上で検討することになると思います。検討する際には、またこういった審議会の場で御協議いただくこともあると思います。

川崎会長

よろしいですか。はい、課長さんお願いいたします。

障害福祉課 加藤課長

障害福祉課長の加藤です。

辻委員から御意見いただきました、県の条例が施行されて3年経過後の見直しについては、条例の附則でも規定をしておりますので、今現在県としても、他県の状況でありますとか、県内市町村の取組状況の把握に努めるなどの下調べをしっかりと行っているところでございます。

また、こうした中で国の方の見直し検討が進んでおりました、来年2月に、委員会の意見がまとめられる予定となっております。当然こうした国の動きも踏まえて、条例の見直し検討をしていく必要があると考えております。そのためにですね、引き続き国の動向を注視していくということと合わせて、引き続き県としてもしっかりと下調べを進めまして、早めにまたしかるべき時期に、県条例の見直し検討にかかるスケジュールをお示ししまして、施策審議会の委員の皆様と一緒にまた考えていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

あと辻委員から、今年3月の施策審議会でいただきました御意見につきまして、福祉局といたしましても、この審議会でいただいた意見につきましては、関係部局の方へしっかりお伝えをしております、前に進むよう一緒に考えさせていただいております。県全体としてしっかり取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

平田福祉局長

ちょっと私からも一言よろしいでしょうか。

辻委員から災害時をいかに想定するかということで、御意見をいただきました。

私ども愛知県も災害がいつ起こるかかわからないということですので、障害のある方をはじめ、高齢者の方、また小さなお子さんをお持ちの方、いろいろ災害時に配慮すべき方がたくさんおられますので、こういう方を災害時にどのように支援していくかが大きな課題だということで、できるだけのことを想定して、広域的な避難とかいろんなことをやらせていただいているところでありますが、やはり、私ども福祉局だけでなかなかできないところがございます。

これまでの御意見にもありましたが、市町村における災害対策の部門ですね、そこと福祉の連携とか、今

回の教育委員会との連携とか、そういうことをしっかり福祉局としてもですね、連携を図ってやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

川崎会長

はい、局長さんありがとうございました。

それではまだまだ御意見もあるかと思えますけども、ちょっと時間が来てしまいましたので、この辺で今回は閉めさせていただきますと思います。本当にたくさんの皆さん御意見をいただきましたが、障害のある人ない人、分け隔てない社会を作っていけたらなというふうに思っています。

これからも、よろしく願いしたいと思えます。それでは、事務局にお返しします。

18 閉会

障害福祉課 加藤課長

失礼します。本日は大変お忙しい中を長時間にわたり、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、本当にたくさんの御意見をいただきました。いただきました貴重なご意見ご提言につきましては、早速事務局の方で検討を行って参りたいと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それではこれもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上で、2019年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人	印
署名人	印